

意見陳述書

北海道情報公開審査会 御中

平成18年4月24日

齋藤 邦雄

私は、昭和41年4月から平成13年3月までの35年間、北海道警察に勤務していた者ですが、在職中にいわゆる「警察裏金」の不正経理に関与したことがあり、その体験を次の通り申し述べます。

1 警察本部防犯課時代

私は、昭和59年4月から昭和62年3月までの3年間、北海道警察本部防犯部防犯課（現在の生活安全部生活安全企画課）で庶務係長（警部補）として勤務しました。

防犯課での主な業務は、課の庶務全般と防犯部長の秘書的な仕事のほかに影の仕事として裏金に関する偽証拠書類作成も重要な業務の一つでした。

ここの部署で、それまで知らなかった裏金作りのノウハウを全てマスターしました。

裏金の原資の一部である捜査費（国費）と捜査用報償費（道費）の証拠書類は、3年間分「情報提供協力者の住所・氏名、交付年月日・交付金額、執行捜査員」は、全て自分の創作でした。

裏金の原資の一部と申し上げたのは、旅費や需用費、消耗品に至るまで多くの科目から裏金を捻出していたのは紛れもない事実であり、捻出担当者は分業化されていました。

従って現在、北海道警察が抗弁している「捜査協力者」は個々人の捜査員は持っていないでも、組織として運用し正規に情報提供謝礼を支払った「捜査協力者」は存在しませんでしたから、当然、この者達に支払った情報提供謝礼は一件もありません。

経験上からして、どこの所属においても正規に情報提供謝礼を支払ったケースはない、と断言できます。

そして、百歩譲って仮に正規支払いが存在して虚偽の書類中に混在していたならば、証拠書類の作成現場は大混乱となり、受監時には多くのミスを露呈したと思われれます。

ましてや「こんな予算執行はおかしい」と口に出したとたん、その警察職員の警察人生は終わると言っても過言でなく、これほどの裏金システムが生き延びて来たのは、無言の締め付けが効を奏していたからだと思います。

当然、裏金を口にすれば「組織に楯を突く人間」としてのレッテルを貼られ左遷人事に遭い、一生浮かび上がれないのは、警察職員であれば誰もが知っていることです。

(1) 動態表

ア 当時、防犯課の庶務係は私以下5名（警部補の私、一般職（主任）3名、非常勤1名）であり、さらに防犯部経理主幹【防犯課・少年課・保安課（後に「銃器対策課」と「薬物対策課」に分かれる）・生活課の4課の予算等を担当するほか、防犯部各課庶務係が行う裏金捻出偽造書類の指導も行う】が机を並べていました。

イ そして裏金作りのベースとなる動態表は、一般職の女性主任が毎月分を早め早めに作成していました。

この動態表は、防犯課長以下課員全員の毎月の動きを正確に記載するものです。例えば、正規の会議出張や課員の当直、学校入校等、動かしがたい事実をはじめに記入して行きます。

ウ 続いて、彼女が「カラ出張」を動態表の中に適宜埋めて行くのですが、カラ出張の関係書類捏造は、彼女が全てを担当していました。

オ また私が証拠書類全てを作成した後に、ある課員が年次休暇を取得しているのに支払精算書等が作成されているため改ざんが無理であれば、平然と正規に取得した年次休暇を没にしていました。

動態表が私に渡された後に年次休暇が提出されて、連絡の不徹底から私の把握漏れが生じ、偽造書類改ざんができないため没にした年次休暇は計り知れません。

(2) 嘘の「支払精算書」「領収書」

ア 前記ウまでの作業を終えた動態表コピーを自分が受け取り空白箇所、防犯課員が情報提供謝礼を支払ったように嘘の支払精算書や領収書の下書きを作成します。

イ 支払精算書の書類は、防犯課の警部補以下の捜査従事者に、領収書は支払精算書を書かない他の防犯課員にそれぞれ作成して貰います。

捜査に携わらない警部・警部補・巡査部長・一般職員にも偽領収書を作成して貰うのは当たり前という慣習でした。

いずれにしても支払精算書と領収書の作成者を色分けするのは、監査時に筆跡で不正が発覚するのを防ぐためです。

ウ 毎月配分される捜査費（国費）と捜査用報償費（道費）は、カラ出張経費と合わせて全て防犯部管理官（階級は警視。防犯課の次席であり、かつ、防犯部各課の次席を取り仕切る者）が自分の机中の小型金庫で管理していました。

いわゆる「裏金」です。

エ 自分は、庶務係主任（女性）から毎月の捜査費（国費）と捜査用報償費（道費）の配分額を教示されるのみで、この金額にほぼ一致するように架空の書類作成に従事しました。

年度末の国や北海道への返戻額は、極めて少額（200～300円程度と記憶している。）にするよう恣意的に行ったのを覚えています。

この時、管理官の金庫から国庫や北海道に返納する現金を数百円戻して貰います。

オ 証拠書類のチェックと修正

情報提供謝礼の領収書は、必ず一件の支払い精算書に1枚が添付されるが、偽領収書にあらかじめ押印して作成依頼したため、押印した印影の上に署名される場合があります。

すると本番の監査を上手くすり抜けるための事前の監査では、

- ・ 不自然なその領収書（日本人は署名後、押印が一般的なため）
- ・ 日付や金額、氏名の間違い領収書

を指摘されて新たに作り直すこととなります。

特に現金出納簿の記入ミスがあれば1年間分の出納簿を書き直すなど修正のための労力は莫大なものでした。

(3) 架空の捜査協力者

ア はじめに苦勞するのは、架空の捜査協力者の住所・氏名をどうするかです。

イ 氏名は、防犯課に保管していた数百本の印鑑（現在もあると推察します。過去に勤務した課員や何らかの形で集まった所有者不明の印鑑）から勝手に決めます。

ただし、注意しなければならないのは、連続して同一印鑑を使用してはならないということです。

当然、何年何月に使用したかを明記して別封筒に分けて保管したのは言うまでもありません。

姓はさほど苦勞しませんが名では苦勞しましたし、どうしても似通った名になったのを今でも覚えています。

ウ 住所は、次の方法で勝手に創作しました。

(ア) 札幌市内

札幌勤務が長かったので土地鑑もあり、適当に作成していましたが、そのうち北海道警察本部会計課の指導で電話帳の活用を始めました。

(イ) 北海道内、本州

コピーされた電話帳（道内では、網走や北見地方のものがあつたのを覚えています。）と「全国の警察署位置所在地・管轄区域」を記載した本（全国の都道府県警察にある）を多用しました。

特にこの本に記載されている警察署管轄区域蘭には、全国の警察署が管轄する住所が克明に掲載されており、活用の頻度は高く重宝しました。

当然、前述のカラ出張や正規の捜査出張に連動した嘘の「支払精算書」「領収書」を作成したのは当然です。

本州では、東京・大阪などやその周辺の住所・氏名を適当に創作しました。

(ウ) 捜査員が正規に地方（道内外）出張しても、正規に情報提供謝礼を支払ったものは、一件も存在しません。

逆に正規出張事実を知った自分は、それに合わせて架空の情報提供謝礼を組み込みました。

(4) 防犯部全ての課が同様のことを行っていましたし、捜査費（国費）と捜査用報償費（道費）の予算執行できる全ての所属が同様のことを行っていました。

とりわけ今回問題となっている銃器対策課の前身である保安課時代の裏金関係書類は誰が担当していたかも全て私は知っております。

詳細は後述しますが、平成15年11月まで北海道警察全体で同じことが続いていたことは間違いありません。

2 弟子屈警察署次長時代

平成12年3月31日から平成13年3月30日までの1年間は弟子屈警察署次長兼警務課長として勤務し平成13年3月30日付で勸奨退職致しました。

主な業務は、署長の補佐と警察署全般の業務・人事管理です。

ここの部署では、北海道警察本部防犯部防犯課で裏金作りのノウハウを全てマスターしていたため、難なく処理できましたし、また裏金の原資である捜査費（国費）と捜査

用報償費（道費）の証拠書類は、1年間分、全て自分の創作でした。

北海道警察本部防犯部防犯課時代と同様、「捜査協力者」に支払った正規の情報提供謝礼は一件もありません。

(1) 動態表

ア 弟子屈警察署では、会計係が3名おりました。

イ そして動態表は、一般職の男性係が毎月分を作成していたのです。

この動態表は、署長以下全署員の毎月の動きを正確に記載していましたが、内容は、防犯課時代と同様であり説明を省略します。

ウ なお「カラ出張」は弟子屈警察署時代、1件も部下に作成させませんでした。

(2) 嘘の「支払精算書」「領収書」

ア 前記イまでの作業を終えた動態表コピーを会計係から自分が受け取り空白箇所に、署員のうち刑事係・生活安全係・交通係・警備係員が情報提供謝礼を支払ったように嘘の「支払精算書」の下書きを渡して作成させます。

イ 支払精算書の書類は、警部補以下の捜査従事者に、偽領収書は支払精算書を書かない課長や署員に作成して貰います。

小規模警察署のため領収書作成者にも限界があり、会計係長を介して他所属に依頼させたこともあります。

後日知ったことですが、その所属は、釧路方面の本別警察署でした。

当然ギブアンドテイクで後刻、同本別警察署からも同様の依頼が会計係長にあり、勤務の合間を縫って自署員に偽領収書の作成を依頼したと聞知していますが、その時点では私への報告もなく、またその必要もない警察組織としては、口外のできない恥部の仕事でした。

ウ 毎月配分される捜査費（国費）と捜査用報償費（道費）は、全て私が自分の机中に封筒に入れて管理していました。

小型金庫もありましたが、一度も活用はしませんでした。

エ 北海道警察本部防犯部防犯課時代と違い、次長の立場で現金の管理もしていたところから、その用途は別途提出する裏金メモで明らかにします。

なお私が退職時に署長に渡してきた現金（裏金の残金）61,687円は、後任次長が着任後、警務・会計係とともに宴会を催して全て費消したと聞知しています。

オ 作為的に減少できる領収書

北海道警察本部防犯部防犯課時代、情報提供謝礼の領収書は、必ず一件の支払精算書に1枚が添付することになっていました。

ところが、弟子屈警察署に着任してそれまでの証拠書類を確認したところ、

- ・ 協力者が後難を恐れて領収書の提出を拒否
- ・ 名前が出るのをイヤがり領収書の提出を拒否

等、偽領収書問題が外部に漏れるのを防止するための対策が取られていました。

要は偽領収書は、極力少なくて済む方策が取られており、北海道警察本部主導の恣意的な領収書減少対策を知ることになりました。

カ 設定書の存在

加えて、平成8年度から11年度までの「設定書」なる書類があり、内容を精査すると監査をすり抜けるため関連簿冊チェック時に威力を発揮するものが新設されていることも知るようになりました。

とりわけこの設定書には、署員の誰が国費の警備関係固定協力者（架空）に成りすまして偽領収書を作成するかまで克明に記録化されていました。

私は、この残されていた手書きの設定書をベースにして、弟子屈警察署勤務当時、仕事の合間を見てワープロで作成していたので、この設定書も別途提出しますが、平成12年度分は私が作成した設定書です。

途中で作成が中断していますが、その理由は、このようなことに労力を使うことが馬鹿らしくなり「後任者が監査時に汗を流して作ったら」的な気持ちとなり途中で止めたからです。

なお、平成10年度分は、国費と道費の分が2件ずつ私物のフロッピーに文書登録されており、平成11年度分はコピーミスで存在しません。

あわせて設定書の存在を北海道警察本部が、悉皆知悉していることを裏付ける通達資料（国費会計事務に係る実地監査の実施について（通知））のコピーも同様に提出します。

(3) 架空の捜査協力者

ア 弟子屈警察署では、電話帳をベースに活用しました。

イ 印鑑は、北海道警察本部防犯部防犯課当時と同様に数百本が保管されていたので、勝手に活用しました。

ウ 住所は、(ア)弟子屈警察署管内 (イ)釧路市内 を創作し、番地はそのままあるいは若干変えて作成、氏名は「姓」はそのまま、「名」はそのままもあるし若干変えて作成したものもあります。

3 警察組織の抗弁に対する個人的意見

(1) 捜査協力者保護の視点

捜査協力者に迷惑がかかる、捜査上の秘密だ、と警察庁は言うが確かに一理あります。と言うのは、偽領収書を書いてくれる警察職員も彼らのいう捜査協力者です。

開示を拒む理由は、

- ・ 証拠資料を開示したら「架空の協力者」がばれ、警察職員にも多大の迷惑をかける。
- ・ 電話帳等を参考にしたので、これを開示すると「無関係な市民」に迷惑をかける。
- ・ 旭川中央警察署のように訴訟を起こされても組織としては対応に困まる。
- ・ 証拠書類の協力者氏名は、ほとんど全部が捏造した「架空の協力者」であり、自分たちの嘘がばれる。

だから開示できないのであり、警察組織の言う情報提供者の保護は、それに藉口して「全国の警察組織ぐるみ不正」を隠蔽するための言い訳に過ぎません。

(2) 捜査費の執行率減少理由等

ア 平成17年6月14日 参議院内閣委員会で警察庁安藤官房長は「情報収集に優れたベテラン捜査員の大量退職やインターネット活用等で捜査手法が多様化した。もっと使えるように努力する。」と、この場に及んでも強がりの答弁を展開しています。

しかし減少の最たる理由は、警察裏金問題が全国的に表面化してきたため、現場が執行出来なくなったことを意味しています。

事実、北海道警察では、平成15年11月末に旭川中央警察署問題が発覚するまで平然と不正を継続させていたことは、複数の道警現職が私に語っています。

そして北海道警察の執行率は、平成15年11月末を境に激減しているのは間違いのないことです。

ただ、今後の展開・方向性としては執行率をゼロにする訳にはいかないでしょう。

裏金は減少しても、信頼のおける警部昇任可能性の高い警部補や警部・警視の幹部で、偽領収書作りは続けるであろうし、支払精算書も同様幹部のみの作成になるであろうと推認されます。

また、平成13年度（私の退職直後）から導入された捜査諸雑費という科目で小銭をかき集め裏金化する手口も見逃せない、と思います。

イ 一方、愛媛県警察は県警捜査費問題で、栗野友介県警本部長が平成17年7月5日の県議会一般質問において不正支出を一部認めた2001年度の捜査費をすべて対象にして内部調査することに対しては「自らの問題は自らの手で解決するとの強い決意を持って行う」と北海道警察と酷似した発言を行い、外部調査の必要性をあらためて否定しました。

また04年度の捜査費執行額の減少率が全国最大だった理由を情報提供者が、存在が公になることを恐れ、謝礼を拒むようになったことなどの結果である、と説得力のない答弁に終始して外部監査を恐れています、これも全国の警察組織共通の現象です。

(3) 私的流用問題

警察は、私的流用発言組織を離れての私的流用は確認されなかった、との横並びの答弁に終始しています。

私が提出した「裏金メモ」でも明らかな通り、当時の署長に毎月現金を手渡していたのは紛れもない事実であるにもかかわらず北海道監査委員による追及は甘く、平成17年5月に行われた北海道監査委員の確認監査でも約3億9千万円の用途不明金が存在しながら、その解明取り組みは曖昧なままの状態です。

ちなみに私が退職時に署長に渡した裏金61,687円は、新次長・警務・会計係が飲食店での懇親会費に全額費消したと聞知していますが、道警の裏金問題が噴出する以前のことですから、このようないい加減な税金使途がまかり通っていたのです。

(4) 2006年度以降、監査委員には開示の逃げ切りモード

平成17年9月14日の新聞「河北新報」の掲載記事によれば『犯罪捜査報償費の支出関連文書の扱いをめぐる、宮城県警の近藤善弘本部長は13日、2006年度以降の執行分に関しては、捜査協力者に接触・確認しないことを前提に県監査委員に原則全面開示する方針を明らかにした。ただ05年度分までの文書は「協力者から了解を得ていない」と述べ、従来通り、住所、氏名などは黒塗りとする考えを示しました。

しかし、私の経験則からすれば、「捜査員と協力者の間で氏名などを部外に明らかにしないとの約束」はしたくてもその捜査協力者自体が存在しません。

情報提供謝礼を支払う協力者がいないのに宮城県警では、2006年度から監査委員に資料開示すると発言していることは、2006年度からの逃げ切りモード、これまでの不正を隠蔽するための諸準備態勢が整ったと読み取れます。

(5) まとめ

北海道警察においては、組織ぐるみの不正を「不適正な予算執行」と言葉をすり替え、また不正の実態・その手口を道民の前に何一つ明らかにすることなく、恣意的に返還額を決めて国及び北海道に不適正執行額を返還しました。

本件においては、北海道警察が開示決定書で「(警察官などの氏名を開示すると)警察を敵視する個人や団体からいやがらせを受けるなど警察活動に支障を来す恐れがある」と表現に微妙な変化を見せておりますが、これは支払精算書を作成した警察官が監査などで追及された場合、言い逃れができないことを恐れての口実に他なりません。

これまで述べてきた私の体験からすれば、捜査員等は予算執行実務担当者の依頼により機械的に支払精算書や偽領収書を作成しているだけであり、北海道警察が非開示とする保護法益は全く存在しません。

北海道警察をはじめ警察庁・全国の都府県警察は、もはや「捜査上の秘密」や「捜査協力者の保護」を人質にして逃げ回っている時勢にはない、とも思います。